

Babyklappe と シュテルニパルクの 18 年

Vortrag zum 14th Asian Congress of Health Promotion

ユルゲン・モイズィツヒ／ライラ・モイズィツヒ (著)

ガブリエレ・カウファー／カトリン・ヒンツ (講演)

柏木恭典 (翻訳)

このたびは、[日本という]素敵な国の魅力的な街、熊本にご招待いただき、また、私たちの「捨て子プロジェクト」についてご報告させていただく機会をいただき、誠にありがとうございます。みなさまの前でお話させていただけることは、私どもにとってもとても光栄なことであります。

さて、ドイツには、ここで話させていただくテーマと特に深く関わる文化的なお話があります。そこで、まずは、その国民的なお話から始めさせていただきたいと思います。この話は、世界の名著であり、おそらく日本でも知られている話ではないでしょうか。こんな男女のやりとりがあります。「お美しいお嬢様、私の肩をお貸しし、お送りいたしましょう」。しかし、彼女はそれを断ります。「私はお嬢様でも、お美しくもございません。一人で家に帰れますわ」。これは、1808年、ゲーテが書いた「ファウスト」の一文です。ファウストは、ドイツの劇場でたびたび上演される演劇でもあり、グレートヒエンとファウスト博士の恋愛話から始まります。ファウスト博士は、悪魔からの力を借りて、この若い女の子グレートヒエンの恋心を動かします。グレートヒエンは望まない妊娠をし、それに絶望します。ゲーテは、彼女を苦しませ、こう語らせます。「すべては私の身にふりかかったこと。神様は素晴らしいわ！そしてとても愛おしい」。彼女は、[ハサミで]自分の子を殺し、それゆえに処刑されます。このドラマは、「死をもって彼女は救われただろう」と最後にありますが、決して、ハッピーエンドではありませんでした。

ゲーテは、このテーマにかかわる様々なことを知っていました。若かった頃のゲーテは、故郷であるフランクフルトで、下女(女中)のスザンナ・マルガレータ・ブランツさんの裁判を追いました。マルガレータ・ブランツさんは、望まない自分の子を殺し、それために、1772年に死刑判決が下され、処刑されました。この事件がもとになっているのです。それから約10年後、ワイマール州の君主(Landesherr)となったゲーテは、マルガレータ・ブランツと同じように、新生児を殺害したとして訴えられた未婚で女中のヨハンナ・

カタリーナ・ヘーンさんを免罪しようとした。が、彼の側近は、それに反対の意を表明しました。決議が言い渡されたゲーテもまた、「私の考えからしても、法的に見て、新生児殺害における死刑はそのまま残すべきでしょう」と言いました。そうして、この不幸なヘーンさんは、結局、その後1783年に死刑執行されました。その後、ドイツでは、少しずつ理解が深まっていきました。100年の時を経て、「私生児（未婚児）を出産時・出産後に殺害した母親」の刑罰は軽減される、という特別な法律もできました。1998年、この法律は、私生児と非私生児（夫婦の子）の平等性の観点から破棄されました。

『ファウスト』の初演から200年が経ち、（子殺しという）絶望的な行為の頻度が著しく低下してもなお、児童遺棄や児童殺害の事件は私たちの関心を集め、私たちを驚かせます（驚愕させます）。

同じように、1999年、人口およそ180万人、ドイツ第二の都市ハンブルクで、4人の赤ちゃんが遺棄されました。そのうちの2人は亡くなりました。最後に見つかった赤ちゃんは、ゴミ焼却炉のゴミ分別レーンで見つかりました。

それに対するアンサー（解決策）が、私たちシュテルニバルクが始めた「捨て子プロジェクト」でした。シュテルニバルクは、ドイツで多数ある子どもや青少年や家族を支援する非政府組織（NGO=Verein）の一つです。シュテルニバルクは、ハンブルクで幼児教育施設（こども園・保育園等）を運営しています。ハンブルクとその隣のシュレスヴィヒ・ホルシュタインで、家族と共に暮らせない子どもたちの養育を行ったり、まだ一人で子どもとの生活をやりくりできない若いお母さんたちの支援を行ったりしています。そうした「母子支援施設」（母子ホーム）と関連して、かつてから次のような問いがありました。「通常、申請書を提出し、多くの質問に答え、それより真っ先に自分の個人情報（データ）を提示しなければならないという理由で、こうした既存の制度や施設を使うことができない妊婦や母親に、どうしたら支援の手が届くのだろうか？」、と。

「捨て子」という言葉を新たに打ち出したこのプロジェクトの中で、最も有名になったのが、Babyklappe=赤ちゃんポストです。初のBabyklappeは、2000年4月、シュテルニバルクの幼稚園（こども園）に設置されました。Babyklappeは、本質的には、一度だけ開けることのできる「鋼鉄製の扉」のことを言います。その扉の奥には、温かいベッドがあり、そこに赤ちゃんを入れることができます。預ける人は、赤ちゃんの足形を取ることができ、インフォメーションを記したパンフレットを持ち帰ります。Babyklappeはカメラで記録されますが、預けに来た人には向けられておらず、ベッドに向けられています。子どもが預けられた時、警備スタッフは、<現地に向かって、赤ちゃんを保護して、次の段階に進む後方支援スタッフ>に連絡を入れます。医師による診察が終わると、赤ちゃんは8

週間、名誉職（ボランティア）の里親家族の下で育てられます。母親がその期間中に連絡を下されば、母と子どもが共に生きていける方向に向けて尽力します。逆に、母親からの問い合わせがなかった場合は、自分の子として養子縁組を希望する家族の下に赤ちゃんを託すことになります。この8週間の枠設定は、Babyklappe 開設以前に、行政機関と取り決めており、現在もそうしています。

けれども、このプロジェクトの立ち上げの時から、赤ちゃんの預け入れよりも重視してきたのが、緊急下の状況にある妊婦や母親たちとのコンタクトであり、まずもって望まれずに生まれてきた赤ちゃんと一緒に暮らせるようになるという目標をクリアすることにあります。なので、この捨て子プロジェクトの更なる布石として、1999年12月以降、1日24時間利用可能な無料ホットライン（無料緊急電話）を設置し、無料で赤ちゃんと一緒に泊まれる宿泊施設と保護された枠内でのサポートを母親に提供する支援（サービス）を行っています。その後、この支援サービスは拡大し、またその重点も徐々に変わっていきま

Babyklappe という名称については、私たちは不本意でした（適切ではありませんでした）。この名称は、ドイツで有名な新聞で用いられ、すぐにそれが人々に知れ渡りました。異なる名称を見出そうとしましたが、時既に遅し（絶望的）でした。Klappe という言葉は、「何かを捨て去る」「何かを処理（除去）する」というイメージと強く結びつくのです。そんなことを思ったことはないし、思ってもいません。預け入れは、実際の危機的状況の負担を軽減させるものでなければなりません。同時に、母の愛情の中で始まる母と子の共に歩む道の終わりであってもいけないのです。

この捨て子プロジェクトは、ドイツの中で、そしてドイツを超えて、ものすごい公的な関心を集め、多くの賛同を得ることができました。いくつかのアンケートでは、実に75%以上の方がこの取り組みに同意してくれていました。そのすぐ後、ほぼ全てのドイツの都市に、Babyklappe が設置されていきました。そのほとんどが、キリスト教会の人々によって病院に設置されたものでした。また、ハンブルクでは、捨て子プロジェクトのBabyklappe が開設されてから2年後に、ハンブルク市の行政が、独自のBabyklappe を幾つか開設したのです。おそらく、このBabyklappe の大人気がその理由だと思われそうですが…。その三つの「公営Babyklappe」のうちの一つは、その後、静かに閉鎖しました。したがって、ハンブルクは、「非民間Babyklappe」（公営Babyklappe）を有する唯一の都市なのです。

オーストリアが、真っ先にこのドイツの例を倣いました。首都ウィーンでは、2000年秋に最初のBabyklappe が開設されました。そうこうする間に、15カ所にまで増えていきま

した。その間、スイスでは、5カ所にそうした施設ができました。スイスでは、「Babyfenster」と呼ばれています。

最初の Babyklappe の開設は、先日の日曜日の日、つまり 4 月 8 日で、今年で満 18 歳になります。ドイツの基準で言えば、成人の年となりました。捨て子プロジェクトの二つ目の Babyklappe は、その年の 6 月に開設されました。

Babyklappe 開設後すぐに、はるか昔の時代に似たようなものがあったということと、それはハンブルクのそれほどに近代的なものではなかったということが、言われるようになりました。1709 年、ハンブルク市政府が、望まれずに生まれた子を保護できるようにと、孤児院の扉に「ターンテーブル」を取り付けたのです。このターンテーブルは、ローマ教皇の提案もあり、すでに他のエリアでも取り付けられていました。

ハンブルクには、当時 10 万人の住民がおり、ターンテーブル開設以後、半年間の間に、200 人もの子どもが預け入れられたそうです。中には、年齢の高い子どもも預け入れられていたそうです。このターンテーブルは、新生児（赤ちゃん）だけがそこに入るように、小さくされました。しかし、結局のところ、1714 年に閉鎖されてしまいました。もはや孤児院が満員状態で、入るスペースがなくなったからでした。児童殺害の数は、この時、明らかにもとに戻っていききました。

ここまで使用頻度の高くないハンブルクの Babyklappe は、無傷で残ることになりました。最初の 10 年、つまり 2000 年～2010 年までの間に、私たちの二つの Babyklappe には、40 人の赤ちゃんが預けられました。ドイツ全土では、268 人でした。2011 年以降、ハンブルクではその使用頻度はどんどん低くなっていきました。シュテルニバルクでは、12 名の赤ちゃんが託されました。ドイツ全土のデータは（それ以降）ありません。

Babyklappe は、法的なグレーゾーンで実施されているものではありません。Babyklappe は、児童遺棄といった犯罪行為を防いでいるのです。たとえ個人情報の非提示（Nichtangaben）の追及が検討されたとしても、今日に至るまで、Babyklappe 設置者に対しても、母親に対しても、訴訟手続き（Verfahren）は行われていません。

Babyklappe ならびに（捨て子プロジェクトの）支援全体の有効性（効果）については、部分的に（制限的に）言うことができます。Babyklappe があればそれによって阻止されたとされる児童遺棄と児童殺害の内訳（Ausmaß）の公的データは、1997 年までしかありません。それ以後は、私生児殺害だけをまとめた指標（ファクト＝メルクマール：Tatbestand）を取りやめ、犯罪統計調査で埋め合わせるようになりました。50 年代の初め、

ドイツではまだ 150 人～200 人の私生児の殺害が記載されていました。「避妊ピル」が使用可能になって以降は、（殺害される私生児の数は）100 人未満にまで減りました。その後、ドイツでは、特定の条件のもとでの人工妊娠中絶が刑罰の対象から外れたことで、その数はさらに減少しました。90 年代の終わり頃になると、掌握された児童殺害の数は、1 年で 20 ケース～25 ケースの間で落ち着いています（ペンディングされています）。

これまでの事実からすれば（伝統的には）、殺される赤ちゃんの数は、実際に発見される（亡くなった）赤ちゃんの数よりもはるかに多いと考えるべきでしょう。というのも、母親以外に子の存在を知る者はいませんし、誰も知らないところでその子を消すことも簡単にできるからです。ハンブルクでは、1957 年から 1975 年の間に、41 人の死んだ赤ちゃんの遺体が川の排水路で発見されています。犯罪学者たちは、「発見されなかった死んだ赤ちゃんの数は、推定される人数とは程遠い」という前提で考えています。

Babyklappe 開設以降は、遺棄と殺害についての報道ニュース（Pressemeldungen）の評価も出ています。それによると、最初の Babyklappe の設置の時点ですでに、遺棄される／ないしは死んでしまう子どもはおおよそ 40 人とかなり低い水準値（Niveau）でした。Babyklappe の敵（反対者）の見立て（Aufstellungen）さえ、18 年目の最近になって、減少するようになりました。2016 年では、最も少なく、死んで発見された赤ちゃんが 9 人で、生きて発見された赤ちゃんは 4 人でした。

統計的な見立ての（特殊な）問題は、それが、乏しいケース数に直面して、長期の時間の経過の中で死産や殺害される赤ちゃんの死体の発見された数に影響を受けてしまう、という点にあります。例えば、2005 年、大きな鉢植えの中で 8 人の赤ちゃんが発見されました。母親は、1988 年から 1998 年にかけてその 8 人を殺害したと白状しました。そして、15 年の服役（勾留 Haft）が下され、10 年後に出所しました。ところが、数年の間に、8 人の赤ちゃんを殺害し、それを隠した母親は、4 年の勾留だったのです。

いずれにしても、これらの例から、Babyklappe の肯定的（ポジティブ）な影響というのは、はっきりとお分かりになると思います。Babyklappe 創設以降、その当初に一件だけ、生きて発見された赤ちゃんの遺棄がありましたが、それだけです。その間、ハンブルクでは児童遺棄は起こっていません。2002 年から 2007 年の間には、二件の児童殺害がありましたが、ここ 10 年、一度も殺害も起こっていません。こうした肯定的（ポジティブ）な発展は、Babyklappe が近くに設置されているエリアではどこにおいても確認されています。首都ベルリンでは－ハンブルクとは対照的に－、数年間にわたり、預け入れの便乗（増加？Anreite）を助長したくない（Man wolle keine Anreite für die Abgabe schaffen）という理由から、どこにそうした施設があるのかについて、公的に指摘（指し示）されて

いません。

ここ数年のポジティブな発展の原因を、ただ Babyklappe の存在だけに見るのは、若干軽率でしょう。母と子のよりよい枠条件（制度的条件 Rahmenbedingungen）もまた確かに、望まない子を負担と感ずるかどうか、あるいは、その子を受け入れるかどうかに影響を与えているものです。

Babyklappe は、緊急の解決策の一つであります。確かに、少し前に病院等で生んだばかりの赤ちゃんを Babyklappe に託すケースもあります。けれども、通常は、はじめから母親が医療ケアを受けずに一人で産むケースだったり、場合によっては、Babyklappe に向かうために、長距離移動をするケースであったりします。Babyklappe に預けられた赤ちゃんのほとんどが新生児であり、へその緒（臍帯さいたい）が雑に切られていたりしています。すでにお分かりかと思いますが、この種の人知れずの冒険的な出産は、母にとっても子にとっても極めてリスクが高いのです。そういう意味で、Babyklappe 創設後すぐに、匿名出産による支援サービスの補完（Ergänzung）を実施しました。匿名出産は、医療機関に来てもらい、母親の通常の個人情報を提示することなく出産することのできる出産のことを言います。

この匿名出産は、2000 年の終わりに始めてドイツで実施されました。それを行ったのは、ある若い女性でした。彼女は、既に述べた 24 時間ホットラインを通じて、捨て子プロジェクトに問い合わせしてきた方で、妊娠 7 か月でした。彼女は、個人情報を提示することなく、北ドイツのフレンスブルクの病院で分娩することができました。この時、彼女の分娩を行った病院の院長先生は、「私は医者であって、探偵ではありません」と説明しました。後に連邦議会で行われたヒアリングで、彼は、「子どもはまずもって安全に（無事に）生まれてこなければなりません。無事に生まれて初めて、誰が自分の親かを問うことができるのです」、と語りました。この前例が知れ渡った後に、実に多くの医療機関が、この匿名出産を行えるための準備を始めたのです。

ドイツのストリートの写真（Bild）は、ますます子ども用の車で彩られるようになり—新しい統計では、出産（出生率）の上昇傾向（Aufwärtstrend）が証明されています—、また、大きく丸くなったお腹の妊婦さんもたくさん登場します。その点で、公的な場では（in der Öffentlichkeit）、「妊娠は実際には気づかれないうままでいられる」という不信心（Ungraben）がしばしば生まれてくるのです。しかし、医療者にとって、この現象は知られていません。すでに、ゲーテのグレートヒェンのモデルとなったスザンナ・マルガレータ・ブラントさんが、自身の妊娠を隠していたということや、生理不順（月経が起こらない）ゆえに診察してもらっていた医者でさえ妊娠に気づかなかったということは、明ら

かになっています。今日、ドイツだけでも、年間 400 人の女性たちが原因不明の腹痛のために病院で診察を受けており、その結果、妊婦になっているのです。2 名のベルリンの研究者は、350 万人の都市ベルリンにおいて、一年間で、少なくとも妊娠 20 週未満の 62 人の女性が自分の妊娠について何も知っていなかった、という事実を明らかにしています。そのうちの 25 人の女性、すなわち 40% の女性は、陣痛が始まった時に妊娠を確信したそうです。これと似たような研究が、オーストリアや USA でも行われています。

まず第一に、妊婦に気づかれない妊娠と並んで、「退けられる妊娠 (die verdrängte Schwangerschaft)」というのがあります。〈あつてはならないことはありえない〉ということで、生理 (Regelblutungen) が来ないといった兆候には気づきつつも、妊娠したという考えに至らないケースや、ストレスの症状やそれに似たものとして誤認してとらえてしまうケースなどです。捨て子プロジェクトで支援した母親たちに対して行ったドイツ世論研究所の調査では、「私はそれ (妊娠) だと思ったが、すぐにその考えはどこかに行ってしまった。家では、芝居を演じていました。私の義理の母が亡くなっていたから。その後、誰もそのことを考えたりしなかった。私もその時は深刻には受け止めていなかった。あと、(これまでとは) 違う服を着たりとか…。私の場合、これまでの服をそのまま着られたんですよね」という記述がありました。また、別の女性は、「多分、妊娠 6 か月とか 7 か月とかまで、そのこと (妊娠) には全く気付かなかった。そういうしかないかな。完全にそのことから目を背けていました。あの時、何を考えていたかは、今も分かりません。でも、そのことから目を背けていた。こう言えると思う。『違う。何か違うことが起こっているの。私は妊婦なんかじゃない』って」、と言っていた。

第二に、この「退けられる妊娠」とは別に、「隠される妊娠 (秘密の妊娠: die verheimlichte Schwangerschaft)」があります。この場合、妊婦は、自分の状況を知りつつも、そのことを周囲の人に打ち明けずに隠すのです。そして、隠せないとなったら、見せかけのロジックでそれを説明するのです。甘いものの食べ過ぎでお腹が大きくなったとか、冬太りしちゃったとか、と。そして、大きめの服を着て、妊娠を隠します。しかし、退けられる妊娠も隠される妊娠もどちらであっても、妊娠が始まっているという点では共通しています。

Babyklappe のような支援は、公的にも、国の立場としても、Babyklappe に預けられる赤ちゃんが十分にケアされれば、それだけ一層容易に同意を得ることができます。2000 年から 2018 年の間に、ハンブルクの Babyklappe にはおよそ 50 人の子どもが預けられましたが、300 年前のハンブルクのように、孤児院に子どもが溢れかえるという事態にはなっていません。10 年間で、ドイツ全土では 268 人の子どもが預けられましたが、それも同様です (過多にはなっていません)。

逆に、一もし子どもたちが実の母親の下に戻ることができなくなれば—こうした子どもたちには、養子縁組 (Adoption) という方法によるプライベートなケア (養育) が十分に用意されています。(この養子縁組では) 子どもに代わってドイツ人の中で受け入れが認められます (謎: im Deutschen Annahme an Kindes statt genannt)。法律上全ての責任とあらゆる養育義務を負って、自分たちの子として迎え入れたいと願う<子に恵まれない夫婦>の数は、親のいない子どもと親に望まれていない子どもの数よりもはるかに多いのです。養子が検討されている子ども一人に対して、七組の潜在的な新しい両親が志願しています。加えて言えば、ドイツの縁組希望者の数はこの数年減少傾向が見られます。生殖医療 (子を望む医療: Kinderwunschmedizin) の発展がその理由です。近年、この生殖医療の発展により、以前であれば子をつくることのできなかつた夫婦でも、実の子を授かることが可能となっています。

養子縁組と新たな両親にかかわる一つの例外が、障害をもつ子どもです。<Babyklappe は、望まれていなかった障害をもつ子どもの「除去 (処理: Entsorgung)」のために利用されるのではないかと>という懸念もありましたが、そうではありませんでした。シュテルニパルクの Babyklappe に預けられた 52 人の子どもの中で、障害をもっていた子どもは一人だけでした。この子は、重度の障害をもっていたために、新たな家庭を仲介することができませんでした (* [訳者注] この子はずっとフレンスブルクのシュテルニパルクの支援施設で大切に育てられています)。

それに加え、匿名出産で生まれた 500 人以上の子どもの中で、最終的に障害をもった子と確認されたのは、2 人だけでした。以上の 3 人は、もし母親が妊娠中に妊婦健診を受けていたとしたら、恐らく産まれてこなかったはずの子どもたちでした。彼らの障害は、妊娠早期の段階で判明可能なものでした。ドイツでは、出生前診断 (Pränataldiagnostik) で、子どもの障害や重病を抱えていることが判明した場合、母親の医学上事由 (母体保護) で、人工妊娠中絶が認められることとなります。その際、(中絶可能かどうかの) 時間的な制限もありません。つまり、いわゆる「後期妊娠中絶 (Spätabtreibung)」ということで、罰せられないのです。理論的には、出産の直前までそれを行うことができます。ただ、人工妊娠中絶を行う予定日の前に、義務として医師に相談することと、三日間の考える時間が与えられます。人工妊娠中絶は、診断を行った医師によって実施することはできません。

縁組希望者の子どもへの憧れ (Sehnsucht) は、Babyklappe 設置時の最初の肯定的な意見の中でも取り上げられていました。今では、子を養育できない母親もこの方法で子をよりよい親に託すことができます。しかし、この (誤った) 推定上の利点がまた同時に、批判の対象となったのです。この批判は、(口調で覆われながらも、事実十分に考慮する価値

値のある) ある国会議員が次のように表明したものです。「匿名出産では、突発的な決断の後に、子どもはいなくなる。私たちは、子どもの少ない社会を生きている。多くの親たちが子どもを望みつつも、得られないでいる。ここに、<母親が表面的に拒絶する赤ちゃんを手に入れてやろう>という考えに近い思想があるのだ」、と。

この批判は、捨て子プロジェクトにとっては、出産後に、そして子どもの預け入れ後に起こることや差し向けられることに対して強く注意 (Augenmerk) するきっかけになりました。そのために、初めから、すでに述べた 8 週間という期限 (Frist) を設けたのです。この期間中であれば、母親は、Babyklappe に子を預けた後に、もう一度問い合わせることができます。その場合に当然必要となるのが、再登録 (Rückmeldung) 全般を行うことです。もし出産の前後に母親と話すことができたり、あるいはコンタクトを取ったりすることが可能であれば、(Babyklappe よりも) 匿名出産の方が、基本的 (枠) 条件がより適しているのです。もちろん、私たちのプロジェクトの支援員が援助する内密出産であれば、なおよいのですけれど…。

母親と話することができる限り、「あらゆる出産と共に生まれる新たな始まり (Neubeginn, der mit jeder Geburt in die welt kommt.)」というドイツ・ユダヤ人の哲学者ハンナ・アーレントの言葉は何度でも真実であると分かることでしょう。まずもって、自身の妊娠を無事に健全に終わらせ、なんとか出産を克服しようと、支援を求める女性たちはまさにこれに当てはまるのです。自らの誇りとしてお腹を掲げることをせず、それを隠したり、はたまたお腹の締めつけ (布などでお腹をきつく縛って妊娠を隠す行為) のような拷問 (Torturen wie das Abbinden) を自らに課したりするのは、とてつもなく心理的な負担となります。この締めつけに関しては、私たちのプロジェクトが支援を行った女性の実に 4 人に 1 人が行っていました。こうした女性たちは、出産と共に、幾つもの点で (気持ち的に軽減されて) 解放されていきます。そうしてはじめて、未来のことを考える時期が到来するのです。とはいえ、よく知られるように、出産後の再生の段階と休養の段階では、また感情的な混乱を来たします。いずれにしましても、この段階に入ると、「子どもと共に暮らす生活もまだ可能なんだ」、という希望や認識が湧いてくるのです。

このことは、数字で示すこともできます。シュテルニバルクの Babyklappe には、2000 年以降、52 人の子どもが預けられました。そのうちの 15 ケースにおいて、8 週間以内に、母親からの連絡がありました。15 人の母親は、その後、自分の子を引き取ることを決めました。その数は、全体の 28,85% になります。

この比率は、緊急ホットラインの電話で匿名出産を望んで問い合わせてきた母親たちを踏まえると、さらにより数字になります。そのパーセンテージは、Babyklappe に子を預け

た母親たちよりもはるかに高いのです。2001年以降、全部で540人の母親が匿名出産を行いました。そのうちの27人が、出産後に個人情報をはっきりと明らかにし、230人の母親が子どもを引き取ったのです。その数は、42,6%に及びます。

この数値が、シュテルニパルクの支援プロジェクトと、ドイツの多くの他のプロジェクトとの違いをはっきりと区別します。他のプロジェクトでは、子どもの引き渡しの取り下げ（Rücknahme）や個人情報の開示が実に稀です。逆に、シュテルニパルクでは、事実、多くのケースにおいて、子どもを母親にお返ししているのです（訴えられる子の再分配＝beklagten Umverteilung von Kindern）。

その理由は、医療機関での支援がBabyklappeとそれに続く新生児の医療的ケアに制限されていることにあります。こうした機関には、緊急ホットライン、社会福祉的・教育学的相談支援（soziales und pädagogisches Beratungsangebot）、あるいは出産後の子どもとの接触の継続といった要素が欠けているのです。

Babyklappe や匿名出産を必要とする母親たちのいったい何を私たちは知っているのでしょうか？ 2012年に私たち捨て子プロジェクトの支援を受けた105人の女性たちに行ったアンケート調査では、79%の女性が、つまり5分の4の女性が30歳未満でした。18歳以下の若い女性はたったの3%でした。そして、57%の女性に、すでに1人以上の子どもがおり、なんと5%の女性に、すでに4人以上の子どもがいたのです。注意したいのは、ちゃんとしたパートナーのいない女性たちは、自分の子どもを一人で養育しているか、しなければならなかったのです。ドイツ全土で、3歳以下の子どもをもつシングルマザーは12%しかいないのですが、私たちのところにきたにおいては、46%、ほぼ半数がそういう母親だったのです。ちゃんとしたパートナーをもつ女性は、4分の1でした（が、子どもを欲していないか、持ちえないかでしたが…）。このパートナーの不在と同じように、重要なのが、経済的状況です。57%の女性が、自分たちの状況を「極めて厳しい」と評価していました。妊娠が判明したときの気持ちを尋ねると、ほぼ4人に3人の女性が、「パートナーや家族・親族のリアクションへの不安」（73%）を感じていました。「財政状況」が、61%で、「母になることでの学業（職業教育 Ausbildung）の断念」が、38%でした。実際に、Babyklappe や匿名出産を必要としていたのは、圧倒的に、まだ高校や専門学校、職業系の短大・大学などに通う若い女性たちでした。人工妊娠中絶を考えていたのは、3分の1ほどでした。そのいくらかは、すでに中絶可能期間を過ぎていました。

Babyklappe に託された子や匿名出産で生まれた子は、場合によっては、想像を超えるほどにきつく引き裂かれた運命を背負わなければならないという事実がある以上、<子と母はまだ共に人生を歩んでいけるのか>、それとも<より良いと思われる親に子を託したほ

うがよいのか>をしっかりと見極めなければなりません。子どもの立場からすれば、ここに、途方もなく大きな問題があるのです。

ここで、Babyklappe 開設後に出てきた Babyklappe と匿名出産に対する批判について見ていきましょう。それ（批判）は、自分の実の親についての情報に乏しい養子が、なぜ拒絶されて託されねばならなかったのかという問いと向き合う自助グループから突きつけられたものではありません。そこに、医療サイドからの、またとりわけ社会福祉（ソーシャルワーク）の領域や養子をおっせんする養子縁組専門の団体からの批判も加わりました。

医療の専門家は、「出産というのは、極めてリスクの高い営みだ」と言います。事実、ドイツでは、全出産のおよそ 30%が高リスク出産となっています。それと関連して、少なくとも 1 人の赤ちゃんが、自宅において逆子出産で生まれた後に、Babyklappe に預けられています。

こうした理由から、たびたび支援として病院での匿名出産が行われるのです。けれども、折に触れて、Babyklappe に赤ちゃんを預けることに心が奪われて、前もって医療機関を訪れずに、一人で自宅出産しようと決めてしまう危険性も強く（批判として）指摘されています。

これに続く医療的な批判は、「実際に出産後にパニックに陥っている女性や、精神的に追いつめられた状況の女性たちには、Babyklappe の支援は手が届かないのではないか」というものです。Babyklappe は、助かり方が分かっている女性や、Babyklappe がなくても他のやり方で助かる見込みのある女性たちのためのものだろう、と。例えば、公的な養子おっせん制度やそれに類するようなもので助かるような女性たちのために。

こうした医療的な批判の正当性をめぐる判断においては、発見された新生児の殺害件数の減少が全く考慮されていません。こうしたケースを判決する裁判所は、最近になって、ごく少ないケースに限って、「回避することのできないパニック反応が問題だった」という結論に至っています。Babyklappe や匿名出産の副次的効果（Nebeneffekt）として、この双方（Babyklappe + 匿名出産）を求めずに子を殺したり死なせたりする母親は、この新たな支援法（支援サービス）を求めなかったがゆえに、容赦なく扱われる（裁かれる）ということ（広く）知らしめたことにあるように思います。

（医療的批判に次ぐ）第二の批判は、イデオロギー的な批判、それも反プログレッシブ（反進歩主義的）なイデオロギー批判（die ideologische Kritik der Rückschrittlichkeit）でした。私たちは今日、もはや、スザンナ・マルガレータ・ブランツやヨハンナ・カタリー

ナ・ヘーンの時代を生きているわけではなく、未婚の妊婦や未婚の母が恥だという時代を生きているわけでもなく、（絶対的な）貧困に支配されている時代を生きているわけでもありません。むしろ、女性たちには、避妊具もあり、人工妊娠中絶もあり、さらには特別養子縁組制度もあるわけです。そうしたことから、「今になって、大昔にあった手法を再び導入するということは、こうした進歩に逆らうことになるのではないか（逆行するのではないか）」と批判してくるのです。Babyklappe と匿名出産のほとんどがカトリック教会に関連する施設や機関によって営まれているのは事実ですが、それゆえに、（進歩主義者たちには）「ドイツで何年にもわたって議論してきた罰則なしの人工妊娠中絶に反対するシンボル（* [訳者注]人工妊娠中絶をやめされるためのシンボル）になるのではないか」という不安が芽生えたのです。

こうした[反進歩主義者らの]批判は、一方で、女性解放運動（フェミニズム運動）の進歩を過剰に評価し過ぎています。ドイツにおいては、この進歩はさらに続いていくでしょう。それは、世界の他の多くの国においてもそうでしょう。「#metoo」というキャンペーンがありますが、これは、悪魔と手を組んで潔白の若い女性を追い回すファウスト（のような男）が今も存在している、ということを示しているのです。ハービー・ワインスタイン氏やその他の女性たちがまさにそうではないでしょうか。

また、かつて私生児の中にあった恥も、とりわけ医学の発展と法的な発展によって、その姿を変えています。現代（近代）の若い女性の中の恥も、新たな姿を見せています。あらゆる女性がピルを服用することができ、また他の避妊具も使うことができ、確かに守られているといえるでしょう。避妊をしない女性や、欲求や恋心や無配慮から避妊を忘れた女性は、時代遅れ（古ぼけ=rückständig）と見なされます。それでも、更に人工妊娠中絶が残っています。20代半ばになれば、決して、予告なく、計画なく、あるいは特定のパートナーなく、望まずに妊婦になることはない、と言われもします。そういう中で、妊娠したら、若い女性は絶望するはずです。捨て子プロジェクトの相談業務の中でも確認できましたが、注意しなければならないのは、望まない妊娠の問題はなにも若い女性だけに起こるわけではない、ということです。私たちが支援した女性の中で、最も若かったのが14歳の女の子で、最高齢だったのは、44歳の方でした。無論、すでに申し上げたように、最も多いのは20代半ばの女性たちです。

1999年にハンブルクで亡くなった赤ちゃんが発見されてから数週間後、また2000年4月にBabyklappeを開設する数週間前に、最初の子が匿名で捨て子プロジェクトに預けられました。その子は、数週間前に18歳になりました。私たちは、彼がどこで暮らし、何をやっているのかを知りません。しかし、きっと「自分はどこから来たのか」ということを自問していると思います。そして、ここにこそ、この支援の最も重要な問題があると思いま

す。

ここで、正当な批判について考えたいと思います。すべての人が自身の出自を知る権利を有しています。これは、世界のほとんどエリアで通じるものだと思います。少なくともドイツでは、「憲法」に、すなわち「(ドイツ連邦共和国)基本法」に記載されています。この(出自を知る権利)は、人間の尊厳にかかわるものであり、「自身が根無し草だと感じる必要がない」という考えに通じています。「ヨーロッパ人権条約(European Convention on Human Rights)」では、家族の保護が明記されており、その一部に、親子の結びつき(Bande)があります。そして、最終的には、ドイツも日本も批准している「児童の権利に関する条約(UN-Kinderrechtskonvention)」の第七条に従えば、子どもは「できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利」を有しているのです。

最初のBabyklappeを開設して少し経った頃に、これにかかわる権利問題に取り組んでいたのが、ヨーロッパの人権を管轄するヨーロッパ司法裁判所(European Court of Justice)でした。フランスは、ナポレオンの時代以降、(ゲーテが「ファウスト」の原稿の印刷を行っていた頃で、フランスとて、この本でグレートヒェンのことが語られているなんて知る由もない時代から)出産後に母親が自分の子に対して知られないままでいられる可能性を認めていました。。ヨーロッパ司法裁判所は、後により厳密化された規定(Regelung)に取り組んでおり、その際に、匿名で産まれた若い女性の抗告(訴願=Beschwerde)を退けました。この判決において、裁判所は、①フランスの規定は、妊娠と出産の間の母子の健康を保護し、中絶ならびに児童遺棄を回避しようとしているということ、②生命を尊重する権利は、フランスのシステムが追及してきた高いレベルの価値を有しているということをも認めたのです。相違する様々な意見がある中、二人の裁判官が、次のように言い渡しました。「彼女の実の母親のはっきりとした意志に対しても究明(Aufdeckung)を求める人は、<もし匿名で出産する権利がなかったとしたら、はたして彼女は生まれることができただろうか>と自らに問わねばならないだろう」、と。

ドイツでの議論(検討=Erwägungen)もこれと似ています。ベテランの憲法裁判官は次のように述べています。「もし、稀な状況であってもなお、Babyklappeが命を救っているという予想(推測)が理にかなっているものだとしたら(理性的であるなら)、Babyklappeは設置すべきであろう。…あらゆる基本権の根本たる基盤である<生命保護>に対しては、憲法ゆえに、いかなる他の基本権もその他の目的もその反論にはならないだろう」、と。

児童の権利に関する条約それ自体も、すでに、「できる限り(可能な限り)」として、

出自を知る権利に制限をかけています。けれども、この出自を知る権利が（この条約で）親と共に生きる権利とつながっているというのは、とりわけ示唆的であります。まさにこれは、捨て子プロジェクトの相談業務で掲げられている目標のようなものなのです。

赤ちゃんポストと匿名出産は、ドイツでは長い間、激しい論争の対象となってきました。その出発点は、すでに述べた批判とは別に、ドイツ青少年研究所が行った調査の「誤った解釈（die falsche Auslegung）」でした。この研究所は、預けられた子どもがまだ残されている多数のBabyklappeの運営者たちを調査していました。すでに申しましたように、多くのBabyklappeが医療機関に設置されています。このようなBabyklappeは、養子縁組をあっせんする公的な児童相談所に（an die staatlichen Jugendämter）すぐに委ねてしまいます。なので、実の親が問い合わせてくるというケースも極めて稀です。その後の流れ（Babyklappeに預けられた後の経過）については、医療機関の人たちは何も分かっていませんし、相応しい応答もできません。彼らは、預けられた子どものその後の運命について何も知らないのです。そうしたことが、「匿名で預けられた子・匿名出産で生まれた子200人が消えた」だとか「その200人の子たちは縁組希望者に売られたに違いない」だとかと、誤った解釈を導いたのです。この研究所の「それはこの研究の成果（結果=Ergebnis）ではありません」という証言（Klarstellung）は、ほとんど知られていません。

同時並行で、政府の諮問機関であるドイツ倫理評議会（Deutsche Ethikrat）が、一その名の通りに「匿名の子どもの預け入れ」の倫理的問題について検討を行い、賛成多数で、「Babyklappeの閉鎖」と「匿名出産の将来的な取り止め」を要請しました。

この倫理評議会もまた、歴史への回帰（回想=Rückblick）に力を入れました。とはいえ、[ファウストで描かれているような]未婚の母親や貧困の母親の悲惨さや犯罪にはほとんど目を向けませんでした。むしろ、倫理評議会は、明確な出典もないまま、中世に「孤児院が赤ちゃんを受け入れ、そこで十分に養育する準備を整えた時に、ますます外部に向けて子どもの預け入れ（Kindersabgabe）を周知させた」と主張したのです。そして、捨て子の施設は需要を満たすようにして営んでいた、というのです。当然、現在もそういう同じことが起こっているんだという連想が意図されていました。あらゆる歴史的意識をもたずに、歴史の回想もせずに、Babyklappeや匿名出産といった今日的な施設の視点から、母親たちに烙印を押しているのです。「未婚の母親たちは、この施設を乱用し、そして子どもを預けるだろう。その後、母親は、雇われの乳母（Ammen）としてその子を引き取ろうとするのである」（倫理評議会、2009：11-12）。歴史的にはとても簡単に解決策は見つけられるというのであれば、なぜゆえにグレーテは自分の子を殺め、グレーテはなぜファウストを書かねばならなかったのか、倫理評議会に質問していただきたいですね。

同評議会の議論の中心は、Babyklappe と匿名出産が実際に赤ちゃんの命を救っているということはこれまで証明されていない、ということでした。「匿名での子の預け入れ支援（匿名での母子支援）は、とりわけ新生児が殺害されたり遺棄されたりすることを防いでいると言われている。しかし、それらには倫理的にも法的にも極めて問題であるし、この支援のこれまでの取り組みから、「これらの支援全般は、新生児を殺したり遺棄する危険な状況下にある女性たちの手に届いている」という主張もあるが、これはまったくもって正しくないと喚起しなければならない」（同上、90）。

憲法裁判官は、命が救われているという可能性を十分に認めているのに対して、倫理評議会は、Babyklappe による命の救済の完璧な立証（Vollbeweis）を要求してくるので—しかも評議員の多数決でこの要求を決めるというお粗末さ—。

その解決の糸口として、同評議会は、内密出産（Vertrauliche Geburt）の導入を示唆しました。内密出産の場合、母親は、自分の個人情報を病院に提示しなければなりません、子どもが16歳になるまで、その情報は鍵をかけて保管されます。そして、16歳になった時によりやく子どもにその情報が開示されます。

同評議会は、出典を明記することなく、2003年に私たちの捨て子プロジェクトが提唱した提案を持ち出してきました。「周囲の人々に自分が母親だということが知られることなく、しかし、子どもが将来必要となる情報として母親のデータを確実に保管できる可能性を母親たちに与えよ」、と。

Babyklappe を利用した母親と匿名で出産した母親へのアンケート調査では、そのほとんどが、自身の子に対して、ずっと（永続的に）知られないままでいたいとは思っていないのです。彼女たちは、たしかに、いつか自分の個人情報が子どもに開示される時に、もう一度子どもと対面しなければならないことを恐れてはいます。しかし、子に対する思い（関係性）はアンビバレント（両義的=ambivalent）です。[彼女たちは]出自を知る子どもの権利の必要性も、十分に分かっているのです。ただし、レイプされた後に妊娠し、男の子を産んだ母親だけは例外です。こういうケースでは、母親は後に子どもと会うことを極度に恐れます。子どもが大人になってから再会するとしても、かつて受けた行為[レイプ]と再び向き合わなければなりません。

政治的・法的な更なる議論を経て、一つの妥協案が生まれました。2013年に、内密出産についての法律が可決されたのです。内密出産では、出産前に妊婦は病院に自分のデータを提示します。このデータは、国によって内密に保管されます。産まれた子どもはただちに養子縁組の手続きを開始します。16歳になる時に、母親のデータを要請して閲覧するこ

とが可能となります。とはいえ、母親はこの情報開示に異議申し立てを行うこともできません。開示するかどうかは、最終的には裁判所が決定します。この法は2014年に施行されているので、この内密出産がどうなっていくのかは、2030年に分かることでしょう。この制度ができる際、立法者たちは、Babyklappeにも、個人情報を提示せずに病院で出産できる匿名出産にも、手をつけずにそのままにしました（unberührt lassen）。

さて、ここで望まない妊婦と望まない妊娠（*望まずに親になってしまうこと= ungewollte Elternschaft）の問題の核心に立ち戻りたいと思います。もう一度、グレートヒェンのことを考えてみましょう。その当時から、Babyklappeは必要でした。すでに申し上げたように、事実、様々な場所にBabyklappeのようなもの（ターンテーブル）がありました。ただ、スザンナ・マルガレータ・ブランツが妊娠し母となったフランクフルトにはなかったのです。

なので、2000年にBabyklappeができたというのは、とても遅かったのです。それ（Babyklappe）によって救われた子どもの数が最終的にごくわずかだということを考慮しても、無駄なBabyklappeなどありません。救われた命がすでにBabyklappeとそれに関連する問題にその正当性を与えているという意味で、正しい立場に立っているのです。Babyklappeの設置によって、社会は、小さな人間の命が奪われているという現実を受け入れたくないということがはっきりしました。

グレートヒェンは、ドイツだけの現象ではありません。グレートヒェンは、一人でした。消え去りました。そして、社会から追放されるようなことをしてしまいました。こうしたグレートヒェンは、世界のどの国にもいるのです。彼女は、そもそも子を手放したいとは思っていませんでした。ましてや、殺そうとなんて思っていませんでした。子と共に生きる道はあります。この10年の発展を考えれば、間違いありません。

ドイツでの児童殺害と児童遺棄は、第二次世界大戦以降、すでに継続的に減少していききました。社会の変化によるものでしょう。子の拒絶やそれとかかわる様々な事態の根を絶とうと思っている人は、こうした「社会の変化」に目を向けねばなりません。

それは、女性が求めた「[男女の]平等性」から始まりました。これにより、女の子と男の子の平等性も認められるようになりました。それでも、女の子を“セカンドクラスの間人”とみなす国もまだまだたくさんあります。

法的な平等化（同権化=Gleichstellung）だけでなく、未婚の状態で妊婦となる母親の事実上の平等化（同権化）、また、私生児（結婚していない家庭の子ども）と両親の下にい

る子どもの平等化もその後に行きました。さらに今後は、妊婦の女性ならびに出産直後の母親の特別な保護の規制・規程も必要となるでしょう。

これらすべての措置 (Maßnahmen) は、ドイツでは 1949 年以降、憲法級に最重要なのです。

それに続く重要な進歩は、間違いなく、簡単に使える避妊具の発展とその広まりでした。この 30 年で、「仕事と家事 (家庭の営み) の統合」への問い (Die Frage der Vereinbarkeit von Erwerb- und Familientätigkeit = ワーク・ライフ・バランスへの問い (?)) が、とりわけ母親に対して前面に出てきました。自分と子どもの生活費がしっかり稼げて (得られて)こそ、子どもを育てることができるのです。母になることが、職業的な負い目 (ハンディ) と感じることもあったり、貧困のリスクであったりしてはなりません。その際、子どもの愛情を通じて埋め合わせられるとはいえ、母親はそれ以上に、ただでも多くのことを断念しなければならないのです。ゆえに、ドイツでは、公的な子育て支援サービス (支援事業) がそれにふさわしい仕方で、必要とされ、整備されていきました。

最後に、男性の姿勢の変化について述べたいと思います。ファウストでは、享楽 (Vergnügung) が問題となっていました。ファウストには、父親の責任というものが皆無でした。事実、Babyklappe や匿名出産を利用した女性たちには、彼女たちを支える特定のパートナーがいませんでした。少なくともドイツでは、ここ数年で、新しい男性・父親の世代が登場しつつあります。彼らは子どもに対して自分の役目をしっかり果たそうとしています。

総じて、新生児の遺棄や殺害を撲滅することは可能だと思います。その日が来るまでは、Babyklappe も匿名出産も、最終手段として守り続けなければなりません。それは、火が出た時だけ出動する消防隊 (Feuerwehr) のようなものです。それが起こらないことが喜ばしいことなのです。

ご清聴頂き、誠にありがとうございました。

訳者注

*この原稿は、シンポジウムの 1 週間前に届き、その後、わずか 2 日半で大急ぎで訳出したものであり、誤って訳している部分もあるかもしれません。その点については、くれぐれもご了承下さい (柏木)